

【届書・申請書名】

厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書

【手続概要】

3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった人で、養育期間中の各月の標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、被保険者が事業主に標準報酬月額の特例を申し出ることにより、従前の標準報酬月額にて年金額を計算する特例措置が受けられます。

【手続根拠】

厚生年金保険法第26条

厚生年金保険法施行規則第10条の2

【添付書類】

- ・子の生年月日及び子と申出者との身分関係を明らかにすることができるもの（市町村長の証明書又は、戸籍抄本）
- ・申出者が子を養育している（又は養育していた）ことを証する書類（住民票の写しなど）

【提出者】

被保険者（事業主経由）

なお、特例措置を受けようとする期間に勤務していた事業所を退職している場合は、直接社会保険事務所に提出してください。

この場合、事業主欄への記入は不要です。

【提出先】

事業所の所在地を管轄する社会保険事務所

【提出方法】

窓口持参、郵送、電子申請

【提出期限】

すみやかに

【その他】

- ・ 特例措置の適用期間は、子を養育することとなった日の属する月から次のいずれかに該当する日の属する月の前月までの各月のうち、基準報酬月額を下回る期間」です。
 - ・ 申し出に係る子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
 - ・ 申し出に係る子が3歳に達したとき
 - ・ 事業所を退職したときなど、厚生年金被保険者の資格を喪失することとなったとき
 - ・ 申し出に係る子以外の子について、特例措置の適用を受ける場合における申し出に係る子以外の子を養育することとなったとき
 - ・ 保険料徴収の特例を受ける育児休業等を開始したとき